

# 動物愛護と適切な管理

命ある動物の愛護と

適正な飼養への関心・理解を  
動物を飼うことは、命を預  
かるということなのです。

飼い主には、動物が健康で  
暮らせるよう、また社会に迷  
惑を掛けないようにする責任  
があります。人と動物が共存  
していける社会の実現には、  
飼い主のモラルとマナーが必  
要です。



## 飼い主のみなさんへ

■動物の習性などを理解し、最後ま  
で責任を持って飼いましょよう。  
事前に正しい飼い方の知識を持ち、  
飼い始めたら、動物の種類に応じ  
た適切な飼い方で、健康・安全に、  
責任をもって飼いましょよう。  
■人に危害を加えたり、近隣に迷惑  
を掛けないようごしましょよう。



動物ボランティア  
大石英之さん

9・20(火)～26(月)

動物愛護週間

環境課 ☎351-3744

## 動物を物扱いしないで

島田市動物ボランティア

会長 大石英之さん(御飯屋町)

ペットは、人に癒やしを与えてくれます。私も  
小さなころから、動物が大好きでした。現在も我  
が家では、4匹の犬を飼っています。

「島田市動物ボランティア」は、家庭動物の飼い  
方や動物愛護の啓発・指導、動物飼育の情報交換  
が主な仕事です。平成5年に始まったこの活動は、  
現在市内17人のメンバーで活動しています。

迷子や里親さがしの活動では、各メンバーが自  
宅で、新たな飼い主が見つかるまでの間、その犬・  
猫の世話をします。私も現在、市内の山中で保護  
されたポインター犬の世話をしています。

近年、経済環境の悪化などから、不用犬が増え  
ています。動物を物扱いしないでください。人間  
のおごりです。動物には命も感情もあります。ペ  
ットは、親になった気持ちで飼って欲しいのです。

ペットを飼うことはとても楽しいことです。私  
も犬が大好きです。しかし、飼い始めたら最後ま  
で面倒をみることに、まさに一期一会の気持ちで動  
物と付き合っていくことが大切だと思っています。

### 島田市動物ボランティアを募集しています

対象／犬・猫の飼育経験、飼育知識がある人  
内容／家庭動物の飼い方指導、保護など  
申し込み／環境課 ☎351-3744へ

糞尿や毛、羽毛などで近隣の生活環境を悪化させたり、公園などの公共の場所を汚さないようにしましょう。動物の種類に応じて訓練やしつけをし、人に危害を加えたり、鳴き声などで近隣に迷惑を掛けることのないようにしましょう。

■無計画な繁殖を防ぎましょう。

生まれてくる新しい命に責任が持てない場合、不妊去勢手術などの繁殖制限措置をしましょう。

■感染症の知識を持ちましょう。

動物と人の双方に感染する病気について、正しい知識を持ち、自分や他の人への感染を防ぎましょう。

■盗難や迷子を防ぎましょう。

近年、迷子の動物が増えています。首輪に、住所・氏名・連絡先を記入するなど、飼い主を明らかにしましょう。

### これから飼う前に

■家族で話し合って飼いましょう。

ペットを飼うことは、その一生に責任をもつことです。飼う前に、ほんとうに飼い続けられるか、家族みんなで話し合いましょう。

■ペットを譲ってもらえます。

ペットを入手する場合、動物取扱業登録のショップやブリーダーから購入するほか、動物保護施設などで保護されたペットを譲渡してもらおう方法（里親）もあります。



すずきひろゆき よしこ  
鈴木啓文さん・宣子さん夫妻（新町通）

「昨年、静岡市内の動物ボランティアさんから、この猫（啓太・雄2歳）を譲り受けました。室内飼いを守り、散歩はリードを付けます。毎年のワクチン接種も欠かしません」



①



②



③

◀里親になり、犬を飼育しています。

- ①岸本猛さん・遥佳さん（右）・直子さん（伊太）「今年の2月に3歳のシェットランド・シープドッグ犬を譲り受け、家族が一人増えました」
- ②奥川修司さん・順子さん（中溝町）
- ③渡邊雅子さん（中河町）



## 犬・猫を飼うルール

法律で義務づけられたルールを守りましょう。

### 犬の適正飼育

#### ○犬の登録

犬を飼い始めたときには、市へ登録が義務付けられています。登録手数料（一匹3000円）

#### ○狂犬病予防注射

年1回犬の狂犬病予防注射が義務付けられています（毎年4～6月に、動物病院などで）。

### 猫の適正飼育

#### ○猫の登録

市各窓口で、首鑑と登録手帳の交付を受けてください（無料）。

#### ○飼い猫適正飼育補助金（不妊去勢手術補助金）

不幸な猫の増加を防止しましょう。

対象／登録している猫

補助金額／1匹5000円

申し込み／事前に環境課・各支所地域総合課へ。

## 犬の苦情・猫の苦情

飼い主がマナーを守ること、犬・猫が、他に迷惑をかけることを防ぐことができます。

（平成22年度に市環境課に寄せられた苦情・抜粋）

### 犬が原因の苦情

- ①犬の糞が路上や草むらに放置されていた
- ②室外で放し飼いでいる（噛みつかれないかな不安、糞を庭にしていく）
- ③リードを付けずに散歩をさせている
- ④犬の鳴き声がうるさい（鳴き止まない）

### 猫が原因の苦情

- ①糞尿の被害（飼い猫が庭などにしていく）
- ②野良猫への餌付け（無秩序な繁殖）
- ③敷地内に入らし、花壇など荒らす